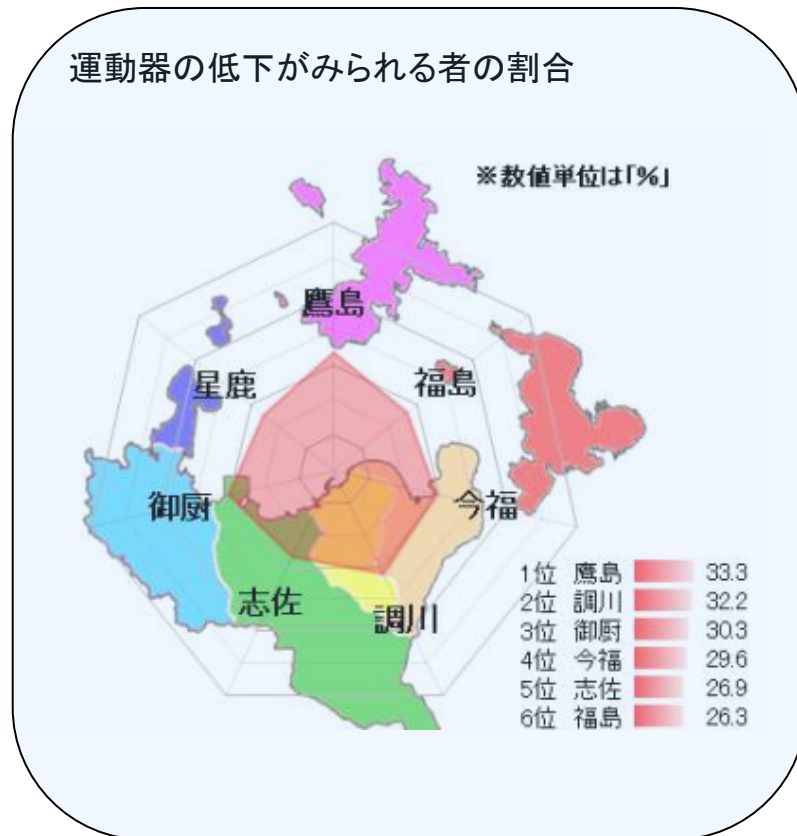




地域診断を活用した住民との地域課題の共有

【 目的 】

- 地域の高齢者の健康と暮らしの現状についてWebアトラス(日本福祉大学作成)を活用し、住民との課題の共有をはかると共に、介護予防への取り組みに対する意識の向上を目指す。



これからの社会、松浦市の未来

松浦市においても、このままでは2035年(平成47年)には高齢化率は41%を超え、高齢者1人を現役世代1人が支える計算になります。

これからは、高齢者自らが主体となって、介護予防や支え合いに取り組む必要があります。





地域包括ケアシステム構築に向けた取組事例（様式）

①市区町村名	松浦市
②人口（※1）	24,868 人 （ H25.4 月末現在 ）
③高齢化率（※1） <small>（65 歳以上、75 歳以上それぞれについて記載）</small>	65 歳以上 30.6 % 75 歳以上 17.9 % （H25.4 月末現在）
① 取組の概要	介護保険や高齢者対象の調査結果を基に、地域に出向いて意見交換を実施。住民と共に地域課題を共有し、ニーズの把握を行う。
⑤取組の特徴	地域診断の基になるデータを住民に対して説明する際、日本福祉大学の Web アトラスを活用。
⑥開始年度	平成24年度～
⑦取組のこれまでの経緯	H23 年に実施した「健康と暮らしの調査」結果と、介護保険に関するデータ等を介護保険事業計画策定委員会、地域包括支援センター運営協議会で報告。地域の実態について各地区へフィードバックすると共にニーズの把握を行い住民の介護予防の取組みにつなげていく必要性を確認した。
⑧主な利用者とな人数	民生委員協議会（94人）や地域自治会長（146人）
⑨取組の実施主体及び関連する団体・組織	松浦市地域包括支援センター
⑩市区町村の関与（支援等）（※2）	松浦市健康ほけん課、介護保険係
⑪国・都道府県の関与（支援等）（※3）	
⑫取組の課題	
⑬今後の取組予定	地域診断を基に、重点地区を選定し、地区における介護予防サポーターの育成を行う（平成25年度地域ケア会議活用推進事業（認知症高齢者等の日常生活を支える地域包括ケア推進事業）の協議中
⑭その他	
⑮担当部署及び連絡先	松浦市地域包括支援センター

※1 一部地域に限定した実施の場合は、当該地域の人口・高齢化率を（ ）内に記載してください。

※2 市町村から財政的支援が行われている場合には予算額等を含めて記載ください。

※3 国や都道府県から財政的支援を受けている場合は、補助金や交付金等の名称、額等を含めて記載ください。





「松浦市の未来と高齢化社会」

～住み慣れたまちで安心して暮らすために～





松浦市の高齢化の現状とは…

「高齢化社会」が叫ばれて久しい昨今ですが、松浦市はどれほど高齢化が進んでいるのでしょうか？ また今後はどうなるのでしょうか？



(住民から聞かれる不安の声)

- **介護保険料**は今後いくらになるの？
- できるだけ**元気**で居たいけれど…。
- 将来、自分はちゃんと**介護サービス**を受けられるのだろうか？

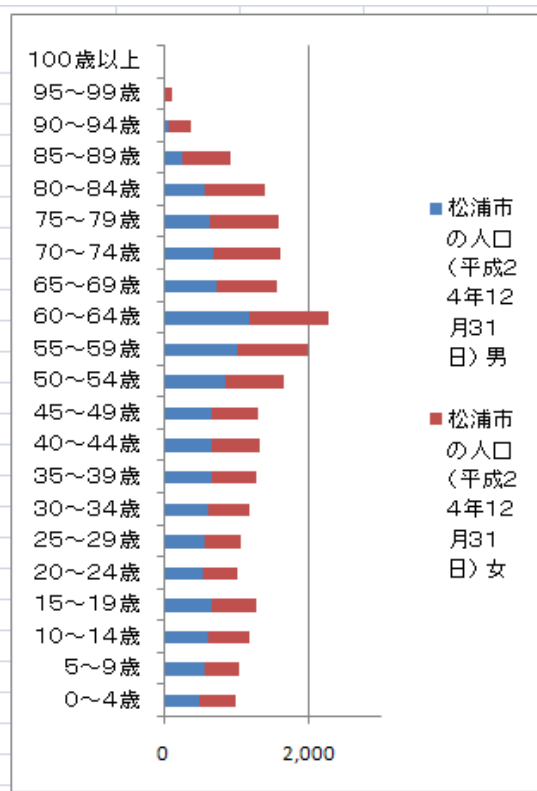




松浦市の人口

松浦市の人口(平成24年12月31日)

年齢	男	女	合計
0～4歳	495	508	1,003
5～9歳	572	470	1,042
10～14歳	606	581	1,187
15～19歳	656	629	1,285
20～24歳	551	474	1,025
25～29歳	557	507	1,064
30～34歳	612	566	1,178
35～39歳	656	618	1,274
40～44歳	671	655	1,326
45～49歳	651	648	1,299
50～54歳	839	821	1,660
55～59歳	1,027	968	1,995
60～64歳	1,177	1,093	2,270
65～69歳	742	807	1,549
70～74歳	676	923	1,599
75～79歳	628	950	1,578
80～84歳	562	825	1,387
85～89歳	264	667	931
90～94歳	66	316	382
95～99歳	19	94	113
100歳以上	1	17	18
	12,028	13,137	25,165





【結果】

- 55歳～64歳世代（団塊世代）の人数が突出して多い
- 35歳～44歳世代（団塊Jr世代）の人数はそれほど多い訳ではない
- 20歳以上の世代が、15～19歳世代よりも少ない





高齢化はどうやって進むのか？

できるだけ元気で居たいけど、
年々体が効かなくなってくる…。
自分は何歳ごろ、介護の世話にな
って生活する事になるんだろう
…？



それでは、松浦市における
高齢化の進行状況について確認してみましょう。





介護が必要になる方々の年代は

ようかいごにんていしゃ
要介護認定者



単身での独立した生活が困難になり、介護サービスを利用して生活している方です。

状態に応じて、要支援1～2、
要介護1～5の区分に分かれます。

介護が必要になるのは、およそ何歳からでしょうか…？





【介護サービス利用率】

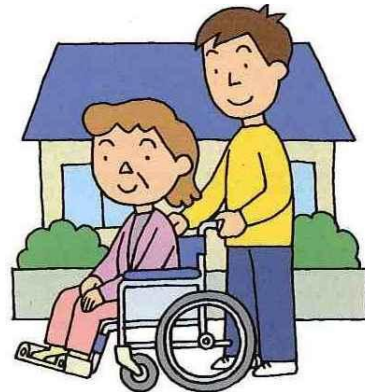
60代： 68人（3819人中：利用率 1%）

70代： 277人（3177人中：利用率 8%）

80代： 809人（2318人中：利用率 34%）

90代： 365人（ 513人中：利用率 71%）

※80歳を過ぎるに従って、
介護サービスを利用する機会が
徐々に増えてくるようです。





参考資料：要介護認定者数

松浦市の要介護認定者数(平成24年12月31日時点)

行ラベル	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	総計
40～44歳			1					1
45～49歳				2				2
50～54歳				1		1		2
55～59歳	1	3	2	2	1			9
60～64歳		2	5	4	1	3	4	19
65～69歳	8	6	12	9	6	5	3	49
70～74歳	11	19	18	9	7	9	10	83
75～79歳	33	24	42	41	25	20	9	194
80～84歳	57	59	60	60	52	37	24	349
85～89歳	60	75	89	79	70	58	29	460
90～94歳	23	26	62	40	50	37	21	259
95～99歳	3	8	12	18	12	22	18	93
100歳以上		2		1	4	3	3	13
総計	196	224	303	266	228	195	121	1533





日常生活に困難を感じている方々の年代は



に じよぼうじぎょうたいしょうしゃ
二次予防事業対象者

介護サービスを受けるほどではないけども、体の機能が衰えてきて、日常生活に多少の困難を感じている方です。

「二次予防事業対象者」は、「要介護予備軍」とも言えます。

具体的に体力の衰えを感じるのは、何歳からなのでしょう…？





【二次予防事業対象者の数】

60代：172人（3819人中：該当率 4%）

70代：610人（3177人中：該当率 19%）

80代：383人（2318人中：該当率 16%）

90代： 44人（ 513人中：該当率 8%）

※70代で不便を感じている人が最も多く、
身体機能の低下が、既に60代のうちから
始まっていると考えられています。





参考：二次予防事業対象者数

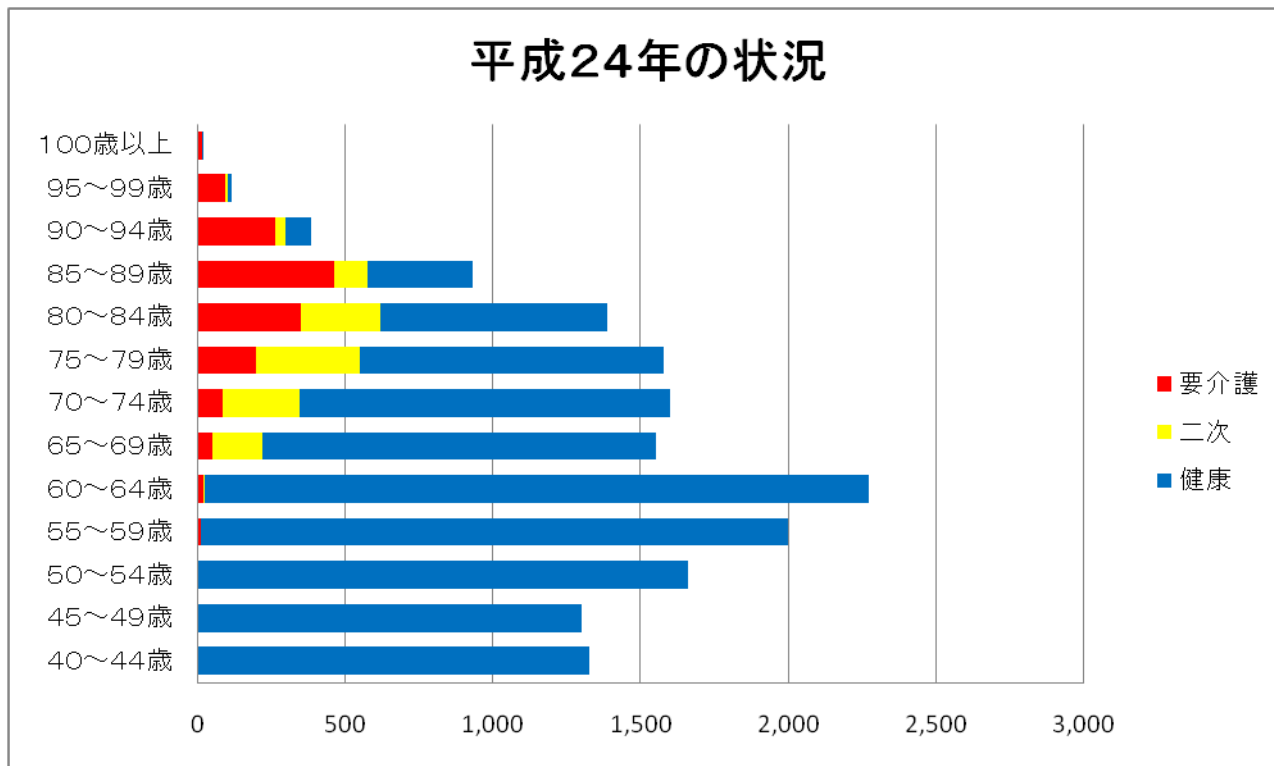
年齢	御厨町	今福町	志佐町	星鹿町	鷹島町	調川町	福島町	総計	割合
60～64歳	0	0	3	0	0	0	0	3	0.1%
65～69歳	35	26	44	16	19	11	18	169	10.9%
70～74歳	43	29	66	26	34	26	34	258	16.1%
75～79歳	68	48	91	26	43	28	48	352	22.3%
80～84歳	38	50	58	19	34	24	45	268	19.3%
85～89歳	23	14	27	8	10	12	21	115	12.4%
90～94歳	7	5	10	1	6	7	0	36	9.4%
95～99歳	2	0	1	0	1	0	2	6	5.3%
100歳以上	0	0	2	0	0	0	0	2	11.1%

※二次予防事業対象者は、「基本チェックリスト」というチェックシートによって判断が可能ですが、それによって「該当する」と判定された方の人数です。



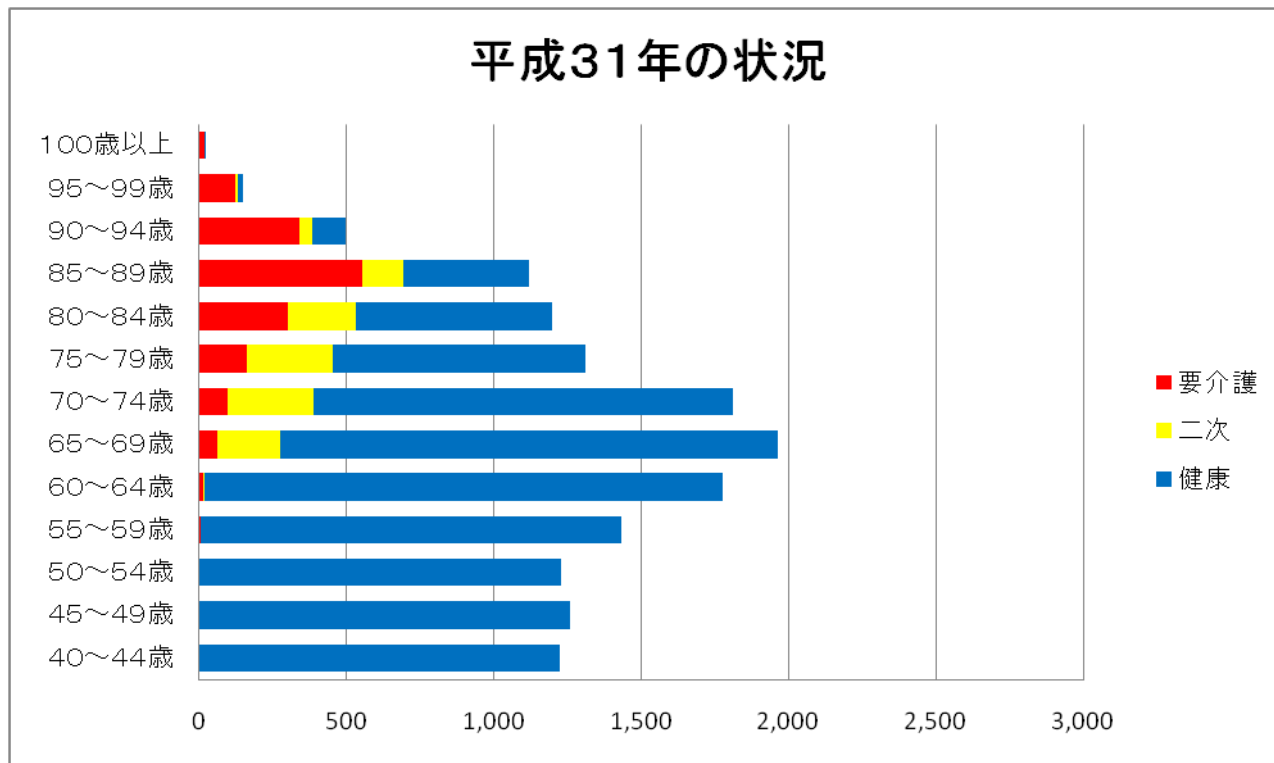


高齢化の進行状況（平成24年）



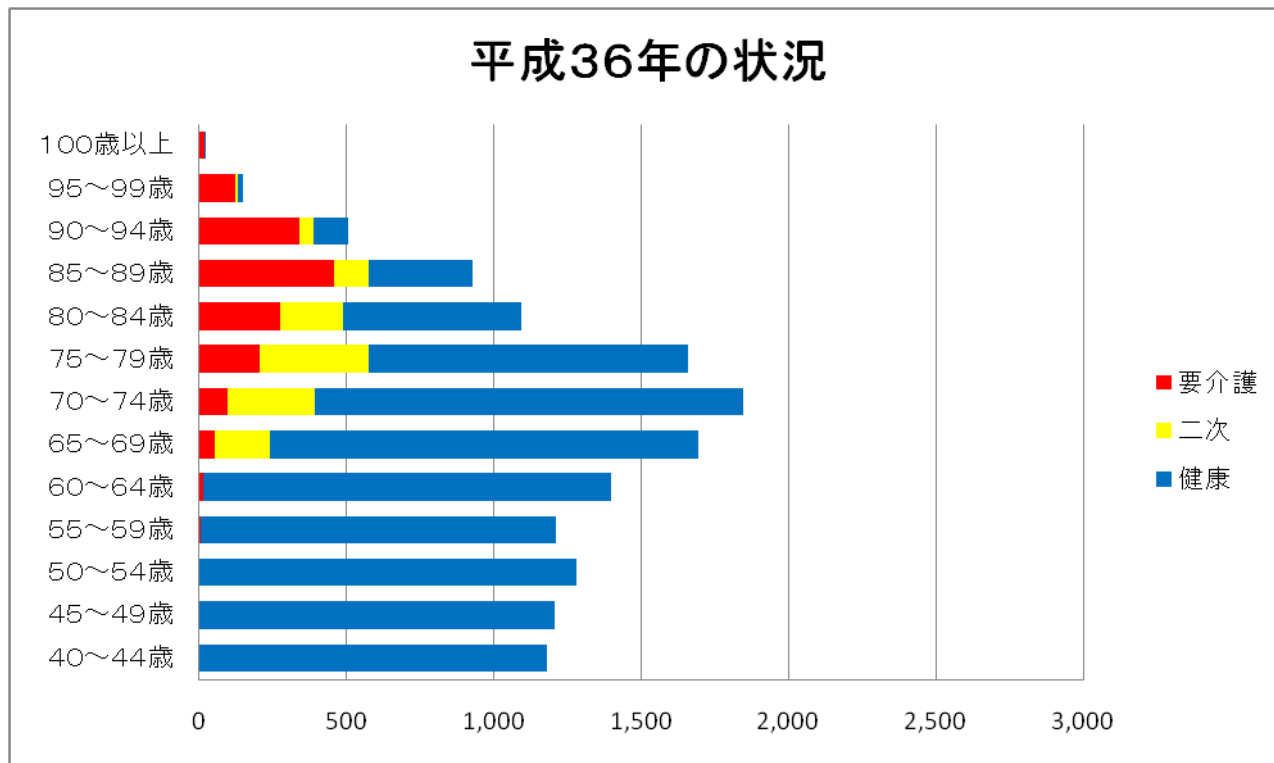


高齢化の進行状況（平成31年）



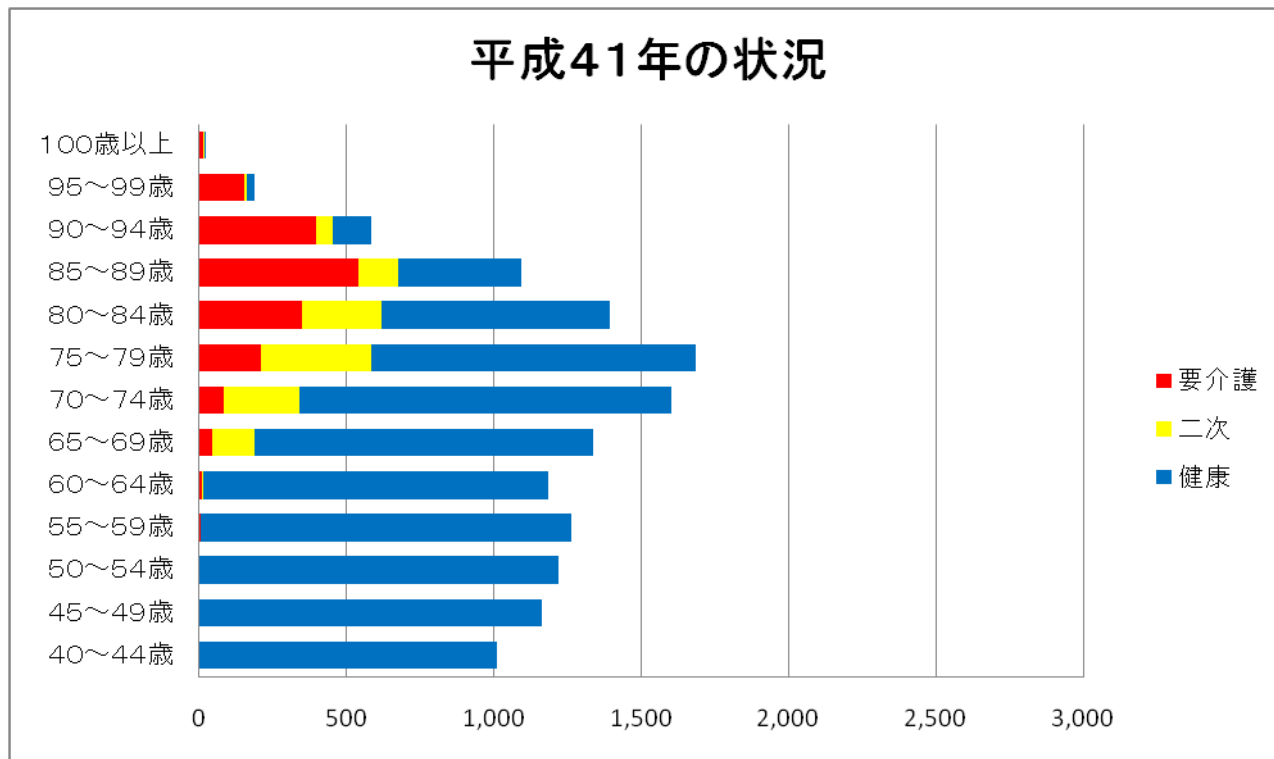


高齢化の進行状況（平成36年）



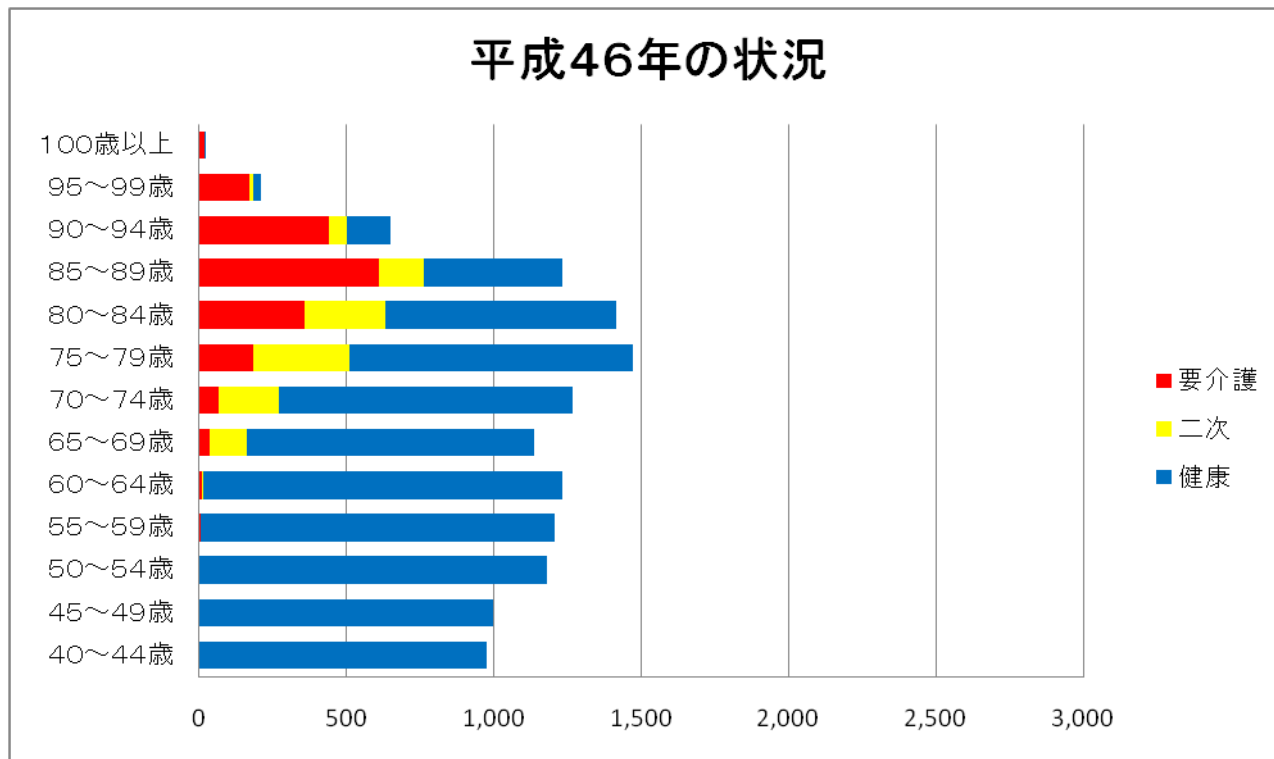


高齢化の進行状況（平成41年）



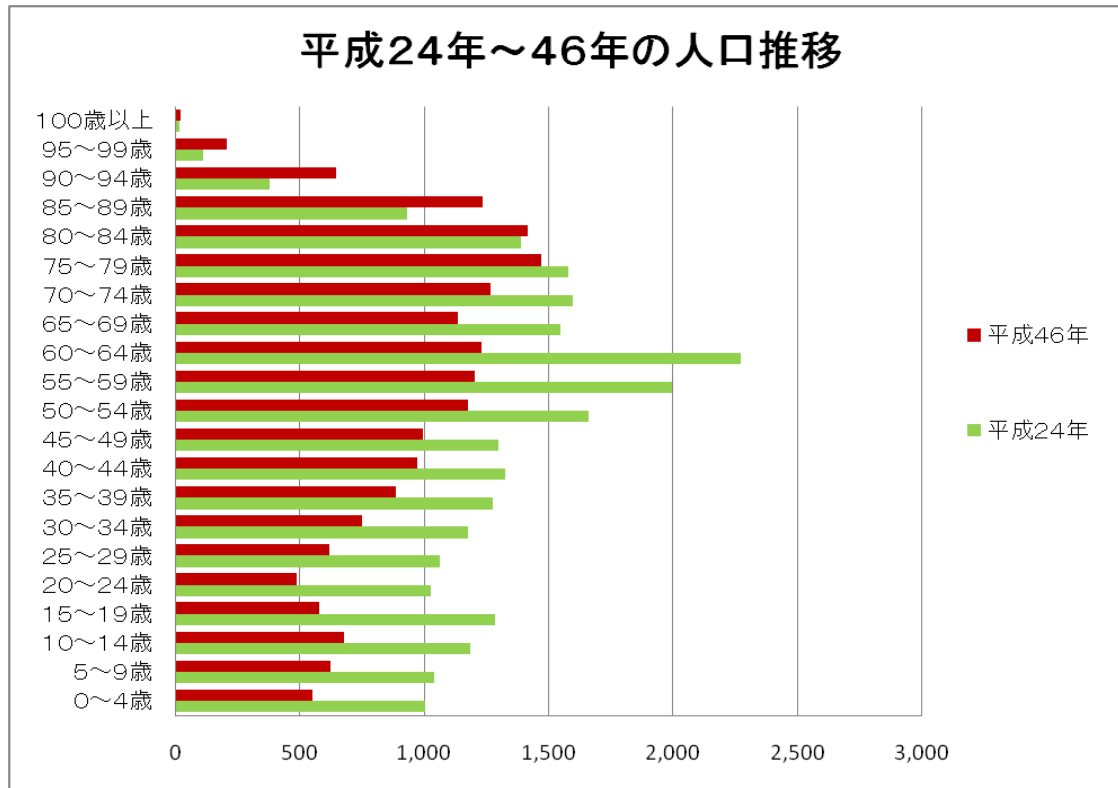


高齢化の進行状況（平成46年）





参考：平成24年→平成46年の人口推移





【今後、予想される要介護認定者数】

平成24年 1,533人 (総人口：25,165人)

平成36年 1,587人 (総人口：20,718人)

平成46年 1,893人 (総人口：18,171人)

※平成41年頃から急激に増加しはじめ、平成51～56年辺りに最大になる、と予想されています。



しかし、さっきのグラフでは、随分と若者の数が減っていたような気が…。
そこが、何だか気になるなあ…。





松浦市の新生児数

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
御厨	31	39	29
星鹿	14	15	13
志佐	73	79	79
調川	26	20	16
今福	23	17	22
福島	18	21	19
鷹島	19	13	17
計	204	204	195



1年間に、小学校1クラスほどの出生数と考えれば、
いかに少なくなってきたのか実感できるかと思います。





今後の介護保険制度はどうなるの？

平成41年頃までは、介護サービスを受ける方の数は「微増」で推移する…と考えられていますが、本市の問題点として、若者世代（＝生産人口）の層の薄さから、**介護保険料の増加**や、**介護従事者の不足**など、様々な問題の発生が懸念されています。

介護保険料の増加？
一体どうなるの？





第5期の介護保険料基準額

【県内保険者の介護保険料基準額（平成24～26年度）】

県域別		(単位：円)
長崎圏域	長崎市	5,492
	西海市	4,900
	長与町	5,400
	時津町	5,700
佐世保圏域	佐世保市	5,822
	平戸市	4,683
	松浦市	5,360
	佐々町	5,990
県央圏域	諫早市	4,940
	大村市	4,960
	東彼杵町	5,700
	川棚町	5,100

金額階層別	(単位：円)
佐々町	5,990
五島市	5,920
新上五島町	5,900
佐世保市	5,822
時津町	5,700
東彼杵町	5,700
対馬市	5,520
長崎市	5,492
長与町	5,400
島原地域広域市町村圏組合	5,375
松浦市	5,360
川棚町	5,100





	波佐見	4,900	壱岐市	4,970
県南圏域	島原地域広域市町村圏組合	5,375	大村市	4,960
五島圏域	五島市	5,920	諫早市	4,940
上五島圏域	小値賀町	3,860	西海市	4,900
	新上五島町	5,900	波佐見	4,900
壱岐圏域	壱岐市	4,970	平戸市	4,683
対馬圏域	対馬市	5,520	小値賀町	3,860
全県	(加重平均)	5,421	全県(単純平均)	5,289

介護保険料の額は、**介護サービスの使用量に比例**します。

各市町村の取り組み内容(介護予防や特定健診)の差が、
介護保険料の差となって表れています。





これからの社会、松浦市の未来



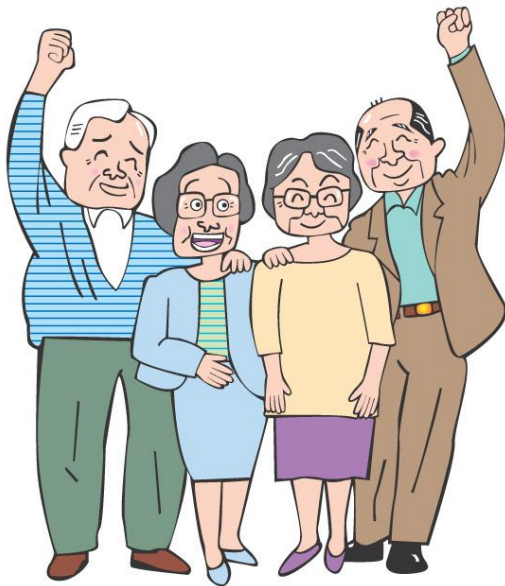
松浦市においても、このままでは2035年(平成47年)には高齢化率は41%を超え、高齢者1人を現役世代1人が支える計算になります。

これからは、高齢者自らが主体となって、介護予防や支え合いに取り組む必要があります。





みんなで頑張る！ 松浦市



高齢者の中には、生活支援や、介護予防の担い手となる意志と能力のある方が少なからずおられるはずです。

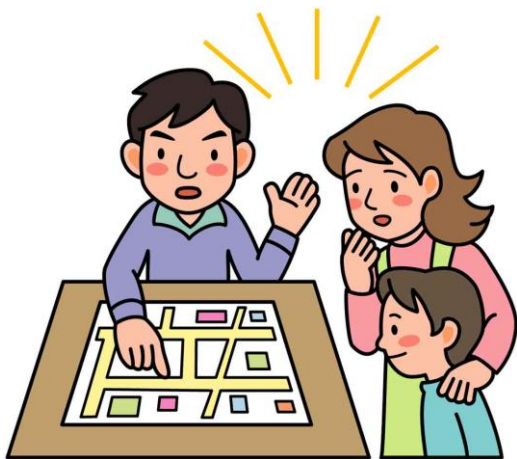
こうした高齢者が積極的に社会に参加し、住民同士で支え合うことで地域力が高まり、孤独死の予防はもとより、地域の活性化にもつながると同時に社会の負担も軽減されると確信しています。





介護予防に取り組む、松浦市の方針①

地域の問題を、住民の方々と共に考える機会を作ります。



その中で住民の方の必要なニーズを見極めて、制度の創設に繋がります。





介護予防に取り組む、松浦市の方針②

高齢者が主体となって活動でき、支え合い、繋がりをつくる場を支援していきます。





介護予防に取り組む、松浦市の方針③

住み慣れた土地で暮らしていくために、医療・介護関係者同士の連携体制(地域包括ケアシステム)を構築します。





～今後の介護予防施策について～

①60代の介護予防に対する意識づけ

定年しても、ワシらはまだ老人じゃない！ 介護予防？まだまだ早い、年寄り扱いするな！



しかしながら、仕事を止め、日常の中でやる事がなくなると、体の衰えは、予想外なほどに早くやってきます。

定年直後からの介護予防、その認識が非常に重要です。





～今後の介護予防施策について～

②70代に対する効果的な介護予防事業

健康なら、毎日を悩まずに
楽しく過ごせるね。



現在、体の衰えを感じている方は、

日常生活の中で介護予防（体力づくり）を心がけてみて下さい。

具体的な方法については、別な機会にご説明したいと思います。





～今後の介護予防施策について～

③ボランティア精神の醸成（理想的な地域介護へ）



松浦市では、ボランティア制度の創設を検討しています。

これにより、地域での介護及び、ボランティア精神が松浦市の中でより醸成されることを目的として、理想的な地域介護へとつなげます。





「介護予防webアトラスで見る松浦市」



～松浦市の高齢者の状況～

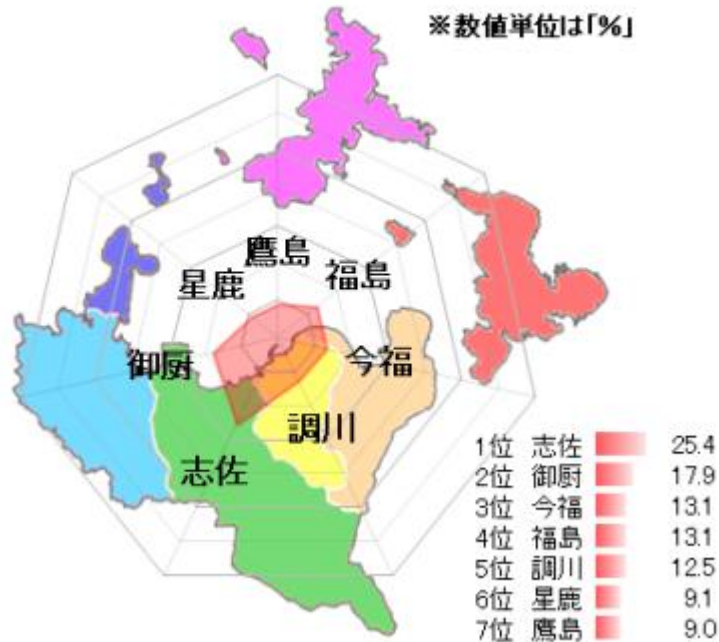




1. 高齢者の在住割合

1 : 高齢者の在住割合(どの町に高齢者が多く住んでいるか)

←	→	鷹島	福島	今福	調川	志佐	御厨	星鹿
		9.0	13.1	13.1	12.5	25.4	17.9	9.1



- 1位：志佐
- 2位：御厨
- 3位：今福



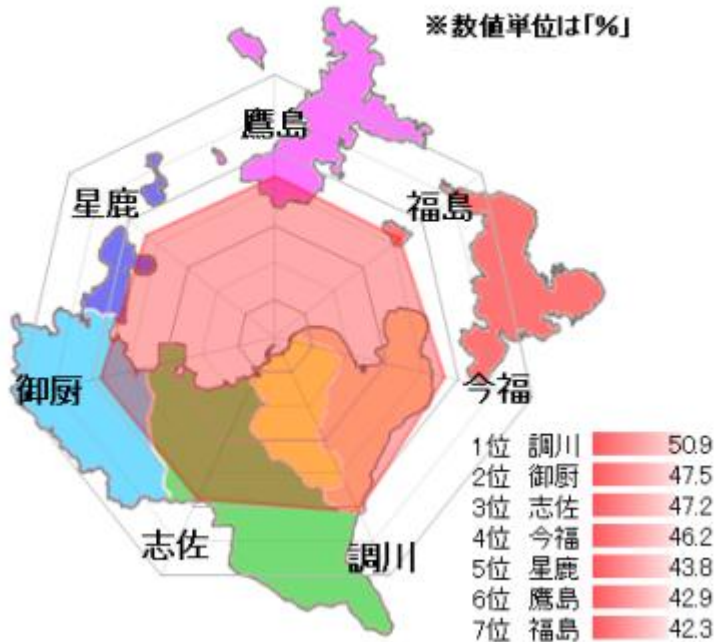


2. 各町における前期高齢者の割合

2 : 各町における、前期高齢者の割合(65~74歳)



鷹島	福島	今福	調川	志佐	御厨	星鹿
42.9	42.3	46.2	50.9	47.2	47.5	43.8



1位：調川

2位：御厨

3位：志佐



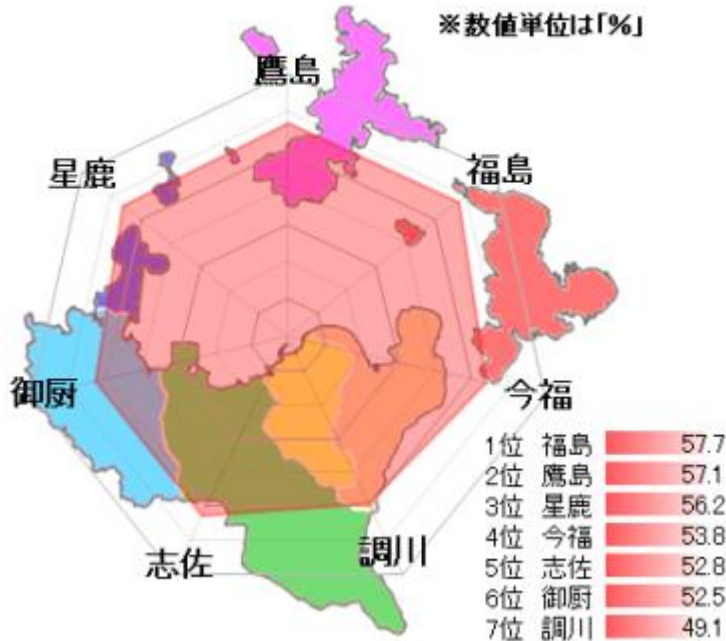


3. 各町における後期高齢者の割合

3 : 各町における後期高齢者の割合(75歳~)



鷹島	福島	今福	調川	志佐	御厨	星鹿
57.1	57.7	53.8	49.1	52.8	52.5	56.2



- 1位：福島
- 2位：鷹島
- 3位：星鹿

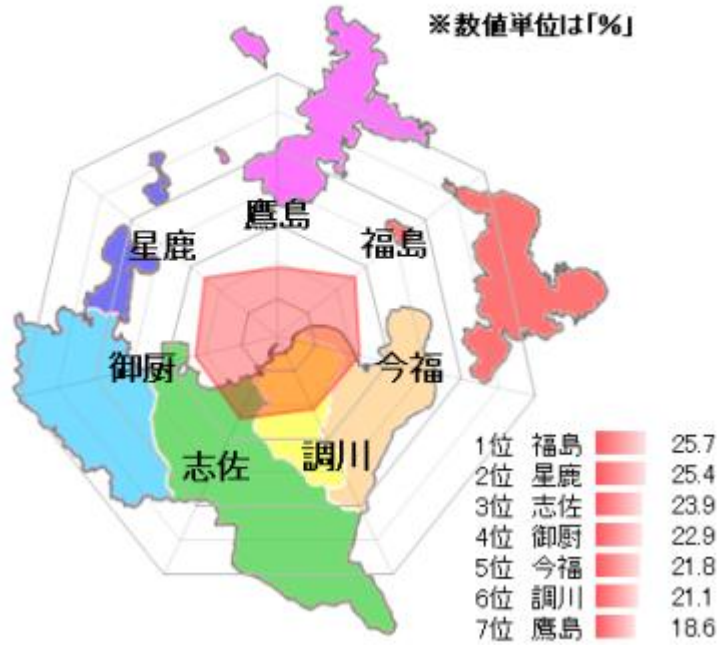




4. ここ3年における介護保険申請率

4：ここ3年の介護保険申請率(高齢者総数に対する割合)

←	→	鷹島	福島	今福	調川	志佐	御厨	星鹿
		18.6	25.7	21.8	21.1	23.9	22.9	25.4



- 1位：福島
- 2位：星鹿
- 3位：志佐

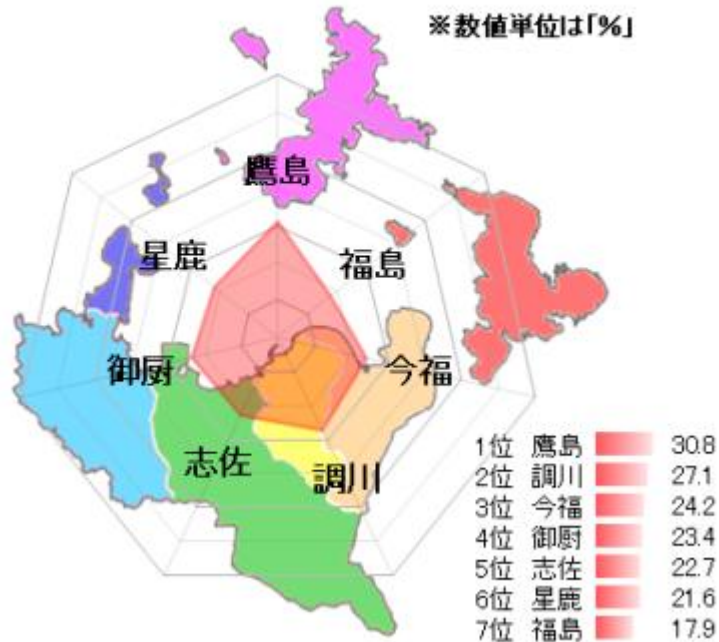




5. 介護保険における新規の申請率

5 : 介護保険申請のうち、「新規」の申請率

←	→	鷹島	福島	今福	調川	志佐	御厨	星鹿
		30.8	17.9	24.2	27.1	22.7	23.4	21.6



1位：鷹島

2位：調川

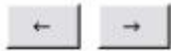
3位：今福



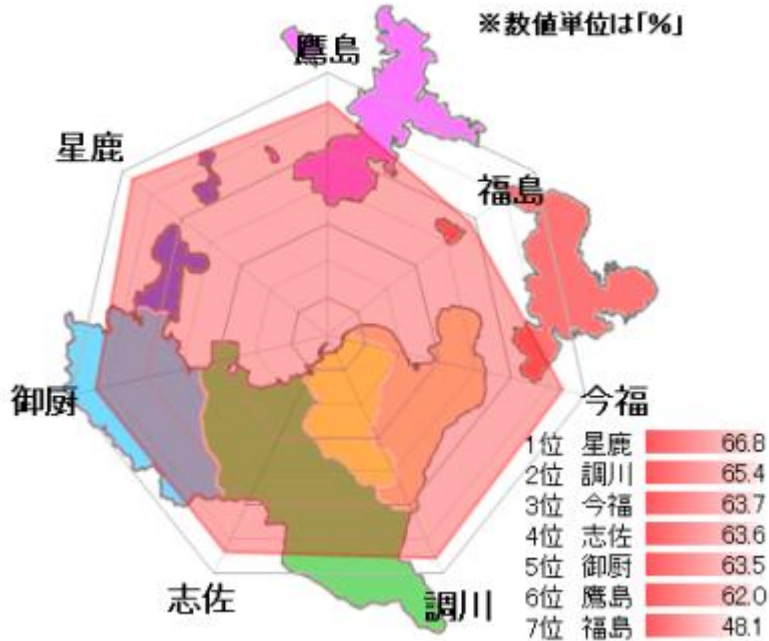


6. 65歳以上で健康な人の割合

6 : 各町において、65歳以上で健康な人の割合



鷹島	福島	今福	調川	志佐	御厨	星鹿
62.0	48.1	63.7	65.4	63.6	63.5	66.8



1位：星鹿

2位：調川

3位：今福

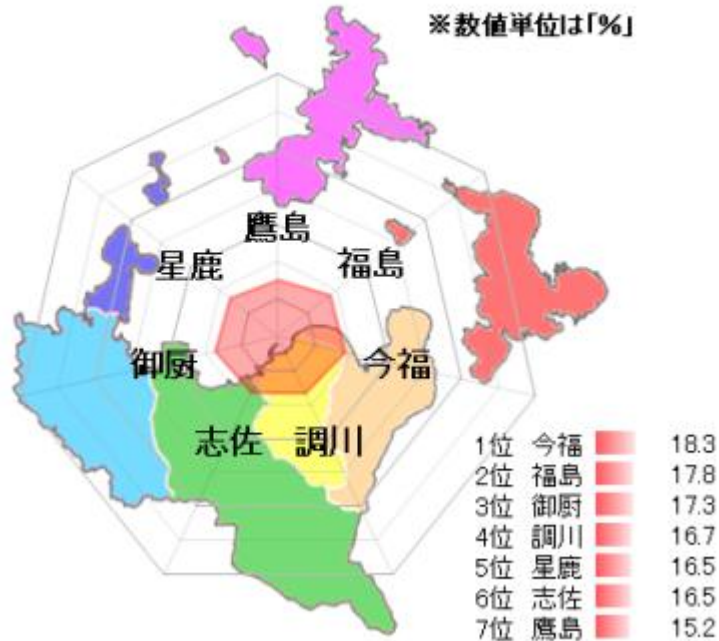




7. 二次予防事業対象者の割合

7 : うち、二次予防事業対象者の割合

←	→	鷹島	福島	今福	調川	志佐	御厨	星鹿
		15.2	17.8	18.3	16.7	16.5	17.3	16.5



1位：今福

2位：福島

3位：御厨

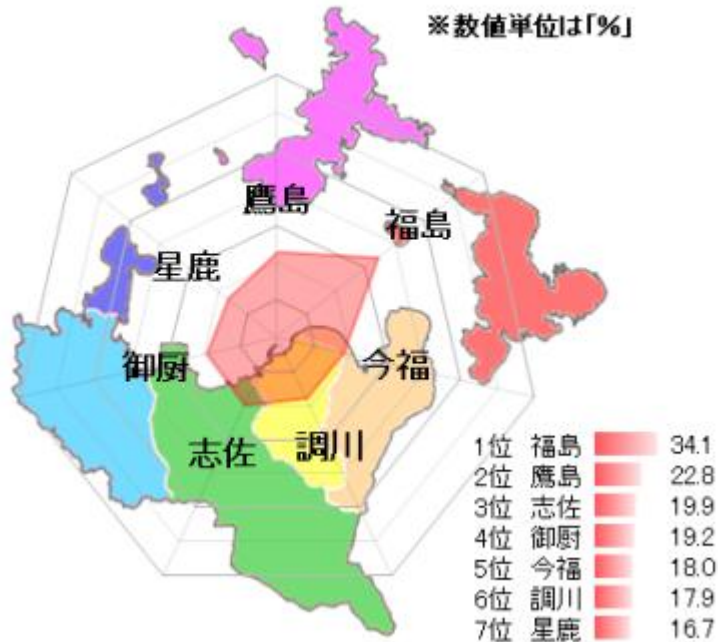




8. 要介護認定者の割合

8 : うち、要介護認定者の割合

←	→	鷹島	福島	今福	調川	志佐	御厨	星鹿
		22.8	34.1	18.0	17.9	19.9	19.2	16.7



1位：福島

2位：鷹島

3位：志佐

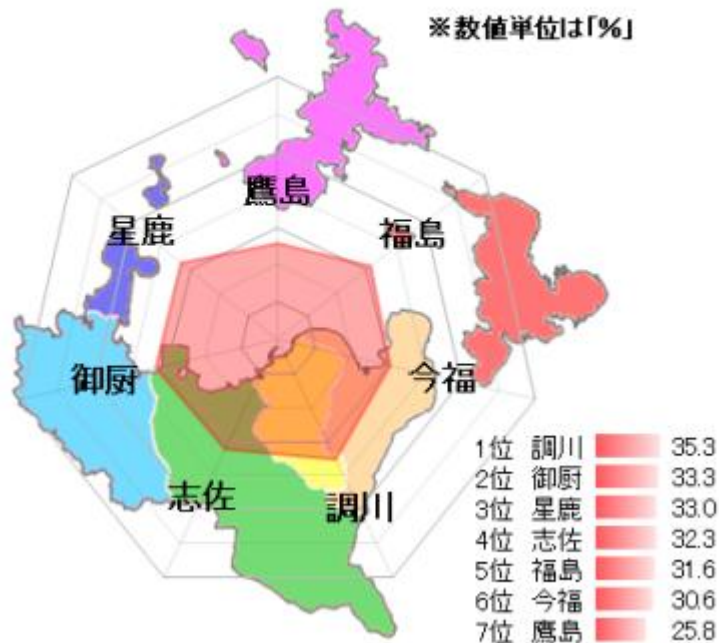




9. 過去1年間に1回でも転んだことがある者

9 : 過去1年間に1回でも転んだことがある者の割合

←	→	鷹島	福島	今福	調川	志佐	御厨	星鹿
		25.8	31.6	30.6	35.3	32.3	33.3	33.0



1位：調川

2位：御厨

3位：星鹿





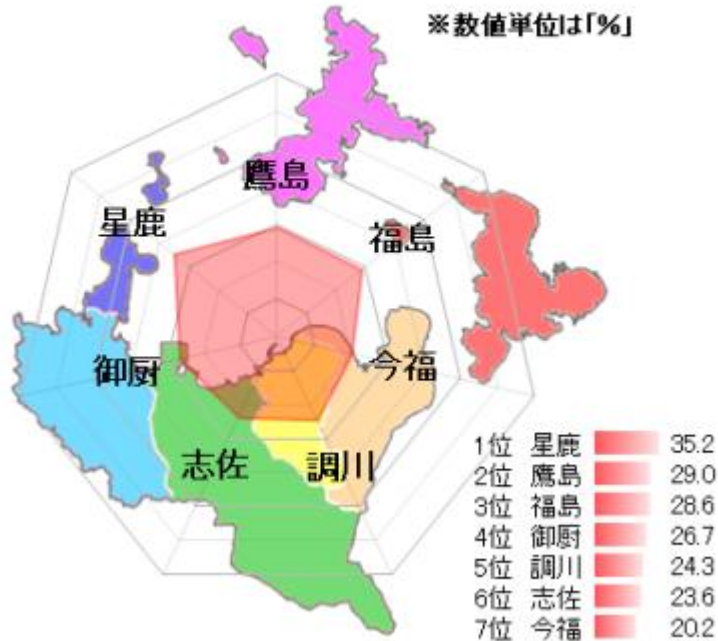
10. 歯がほとんどない者の割合

10 : 歯がほとんどない者の割合

鷹島	福島	今福	調川	志佐	御厨	星鹿
29.0	28.6	20.2	24.3	23.6	26.7	35.2



※数値単位は「%」



1位：星鹿

2位：鷹島

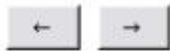
3位：福島





1 1. やせ過ぎの者の割合

11 : BMI18.5以下(やせ過ぎ)の者の割合



鷹島	福島	今福	調川	志佐	御厨	星鹿
7.0	6.4	7.3	8.9	8.7	7.9	7.6

※数値単位は「%」



1 位 : 調川

2 位 : 志佐

3 位 : 御厨

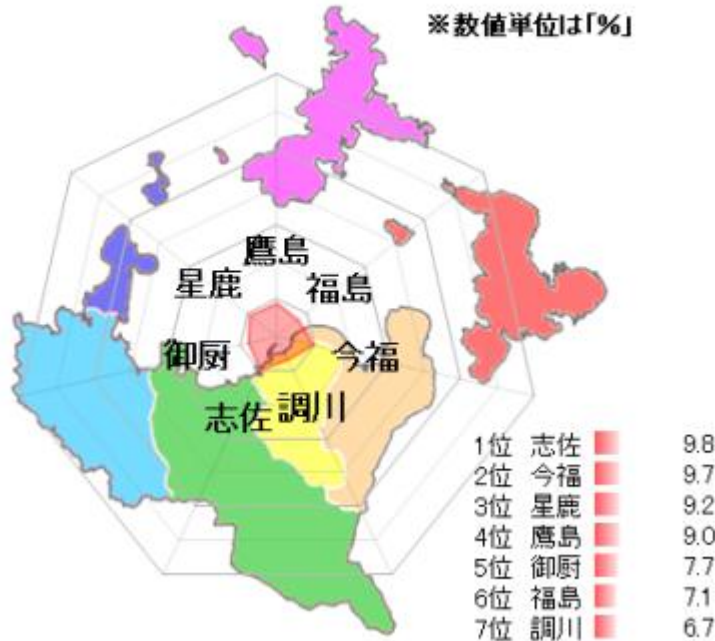




12. うつな気分が多い者の割合

12 : うつスケール10~15点の者の割合

←	→	鷹島	福島	今福	調川	志佐	御厨	星鹿
		9.0	7.1	9.7	6.7	9.8	7.7	9.2



1位：志佐

2位：今福

3位：星鹿

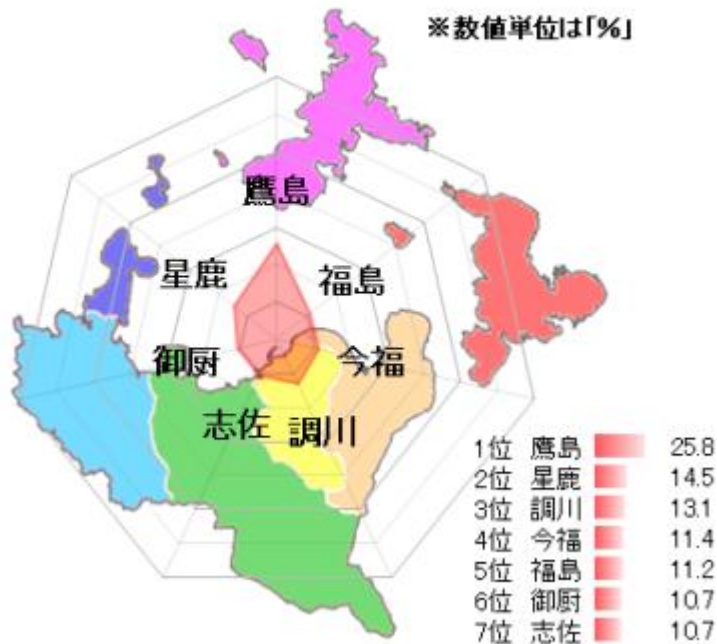




13. 外出頻度が週1回未満の者の割合

13 : 外出頻度が週1回未満の者の割合

←	→	鷹島	福島	今福	調川	志佐	御厨	星鹿
		25.8	11.2	11.4	13.1	10.7	10.7	14.5



1位：鷹島

2位：星鹿

3位：調川



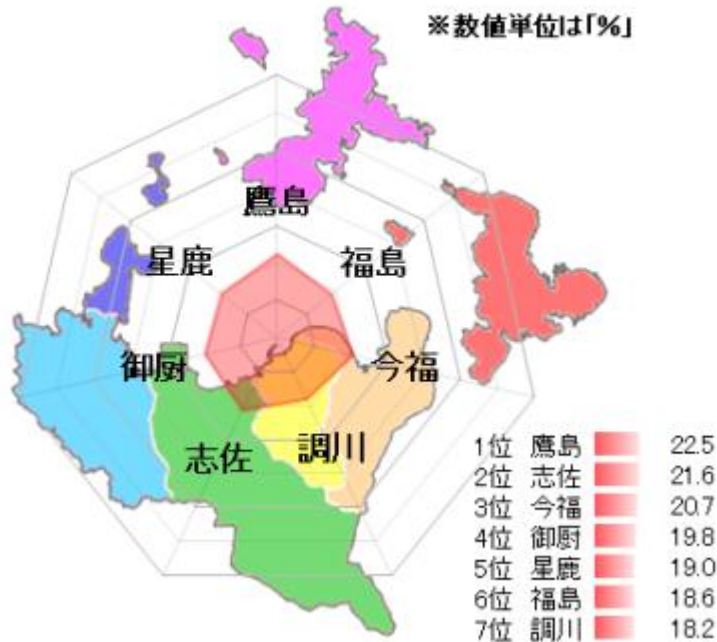


14. 物忘れが多いと思う者の割合

14：物忘れが多いと思う者の割合



鷹島	福島	今福	調川	志佐	御厨	星鹿
22.5	18.6	20.7	18.2	21.6	19.8	19.0



1位：鷹島

2位：志佐

3位：今福

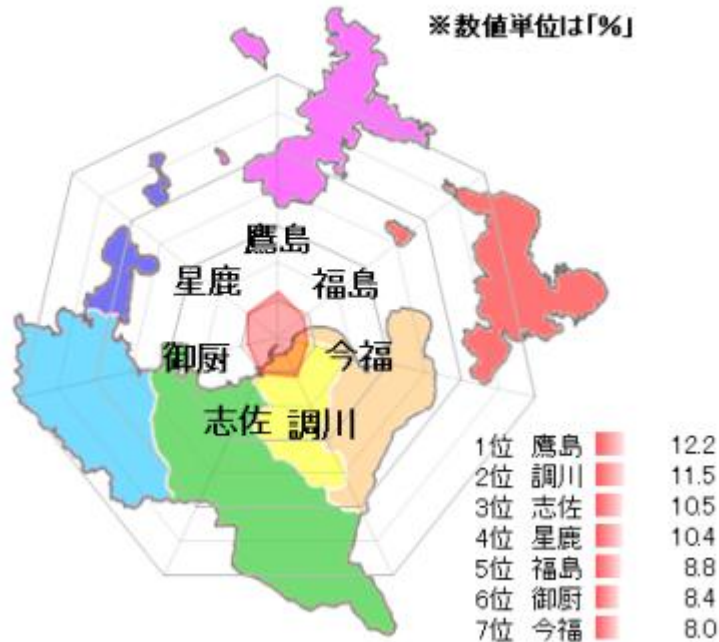




15. 現在喫煙している者の割合

15 : 現在喫煙している者の割合

←	→	鷹島	福島	今福	調川	志佐	御厨	星鹿
		12.2	8.8	8.0	11.5	10.5	8.4	10.4



1位：鷹島

2位：調川

3位：志佐





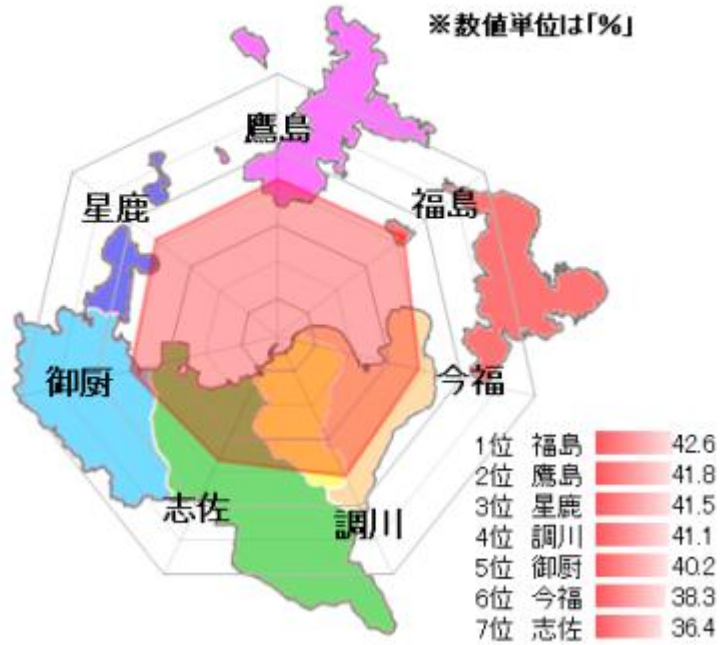
16. 1日の平均歩行時間が30分未満

16 : 1日の平均歩行時間が30分未満の者の割合



鷹島	福島	今福	調川	志佐	御厨	星鹿
41.8	42.6	38.3	41.1	36.4	40.2	41.5

※数値単位は「%」



- 1位：福島
- 2位：鷹島
- 3位：星鹿



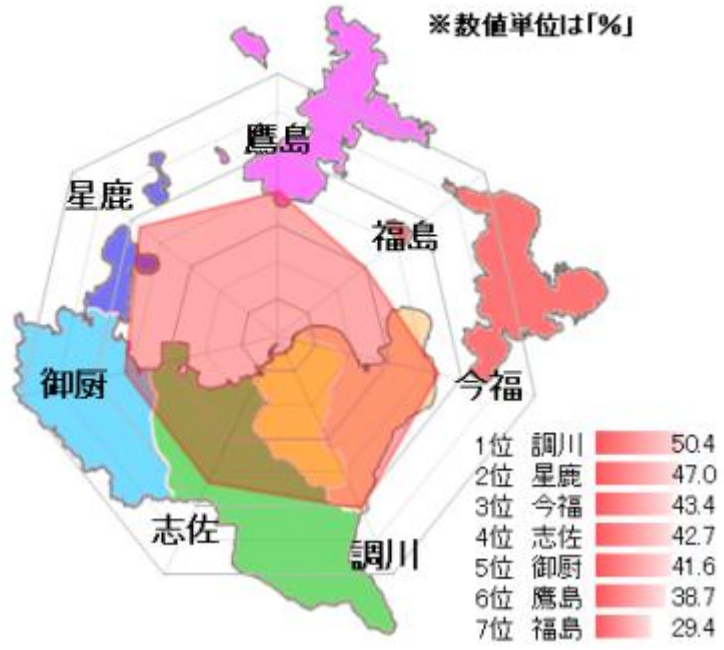


17. 健診を1年以内に受けていない者

17：健診を1年以内に受けていない者の割合



鷹島	福島	今福	調川	志佐	御厨	星鹿
38.7	29.4	43.4	50.4	42.7	41.6	47.0



- 1位：調川
- 2位：星鹿
- 3位：今福





18. 毎日飲酒する者の割合

18：毎日飲酒する者の割合



鷹島	福島	今福	調川	志佐	御厨	星鹿
19.0	18.5	12.5	15.9	14.0	17.5	13.5

※数値単位は「%」



1位：鷹島

2位：福島

3位：御厨

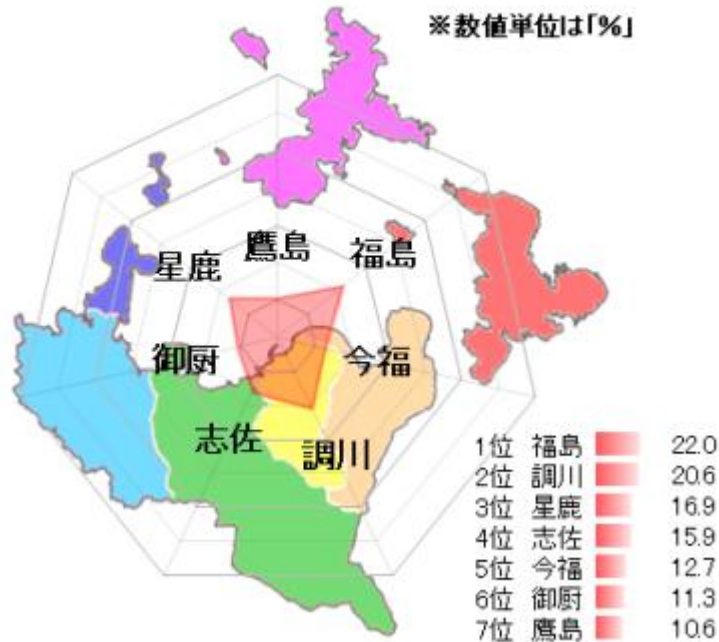




19. 虐待を受けていると感じている者の割合

19：心理的、身体的、経済的虐待を受けていると感じている者の割合

←	→	鷹島	福島	今福	調川	志佐	御厨	星鹿
		10.6	22.0	12.7	20.6	15.9	11.3	16.9



- 1位：福島
- 2位：調川
- 3位：星鹿





20. 虚弱な者の割合

20 : 二次予防事業対象者出現率:虚弱

←	→	鷹島	福島	今福	調川	志佐	御厨	星鹿
		6.4	4.8	5.2	5.9	5.8	6.0	4.1



1位：鷹島

2位：御厨

3位：調川

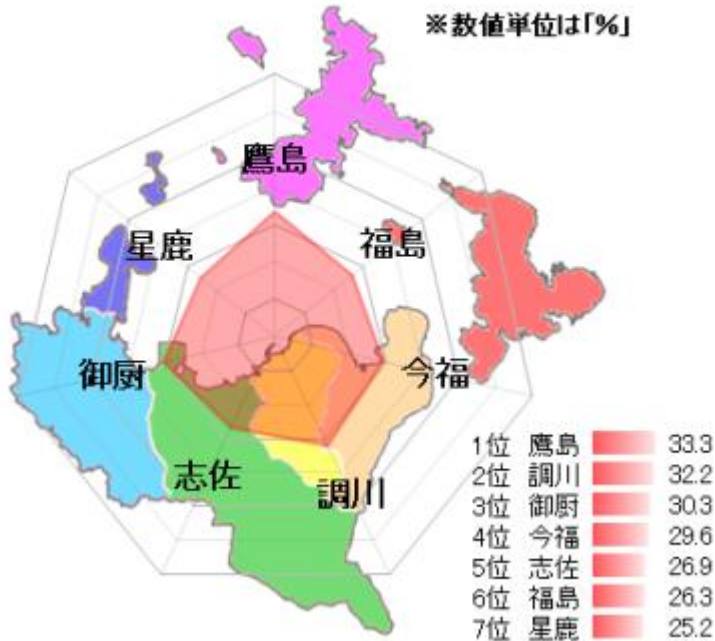




21. 運動器の機能低下がある者の割合

21 : 二次予防事業対象者出現率:運動器の機能低下

←	→	鷹島	福島	今福	調川	志佐	御厨	星鹿
		33.3	26.3	29.6	32.2	26.9	30.3	25.2



1位：鷹島

2位：調川

3位：御厨





22. 低栄養に陥っている者の割合

22 : 二次予防事業対象者出現率:低栄養

←	→	鷹島	福島	今福	調川	志佐	御厨	星鹿
		1.7	1.9	1.6	3.7	1.8	2.7	3.3



1位：調川

2位：星鹿

3位：御厨

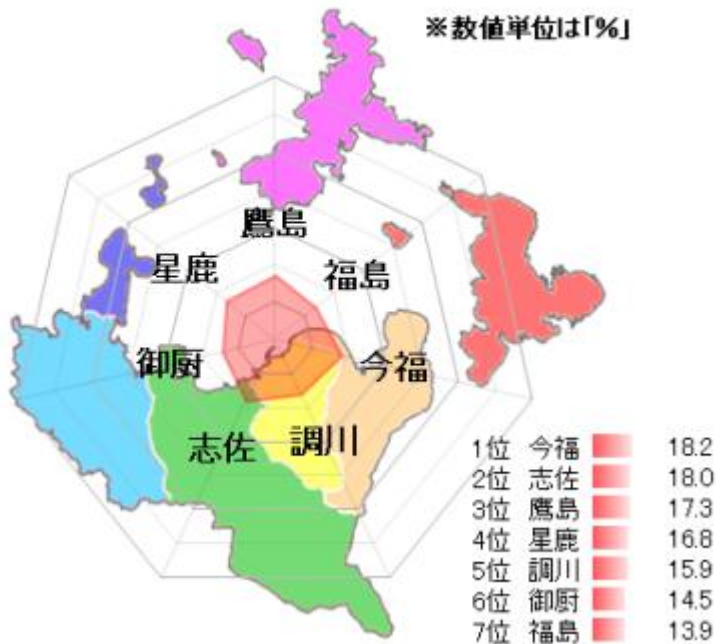




23. 口腔機能が低下している者の割合

23 : 二次予防事業対象者出現率:口腔機能低下

←	→	鷹島	福島	今福	調川	志佐	御厨	星鹿
		17.3	13.9	18.2	15.9	18.0	14.5	16.8



1位：今福

2位：志佐

3位：鷹島





24. 日用品の買い物に困っている人

24 : 1人暮らしの高齢者:日用品の買い物



鷹島	福島	今福	調川	志佐	御厨	星鹿
4.6	2.2	3.0	9.8	3.0	2.4	4.4

※数値単位は「%」



- 1位：調川
- 2位：鷹島
- 3位：星鹿





25. 食事の用意に困っている人

25 : 1人暮らしの高齢者:食事の用意

←	→	鷹島	福島	今福	調川	志佐	御厨	星鹿
		0.0	0.0	0.0	4.9	3.0	1.2	4.6



1位：調川

2位：星鹿

3位：志佐

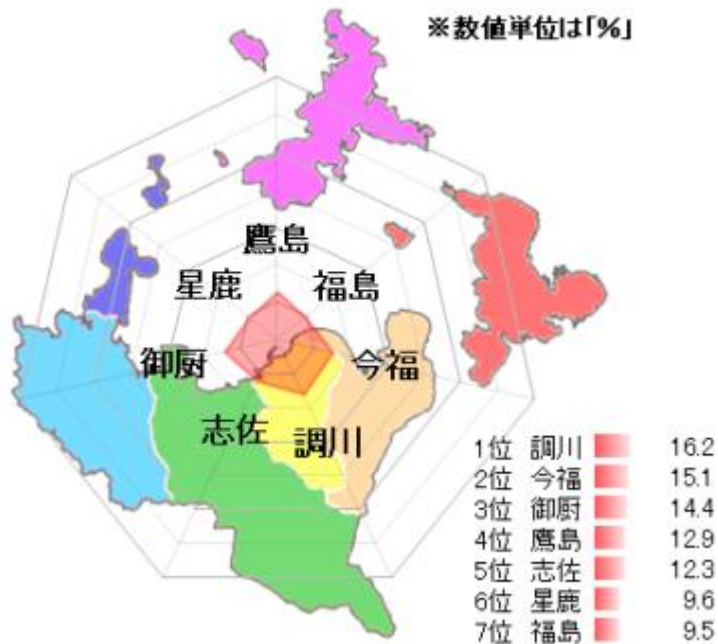




26. 一人暮らしの高齢者の割合

26 : 1人暮らしの高齢者:家族構成

←	→	鷹島	福島	今福	調川	志佐	御厨	星鹿
		12.9	9.5	15.1	16.2	12.3	14.4	9.6



1位：調川

2位：今福

3位：御厨

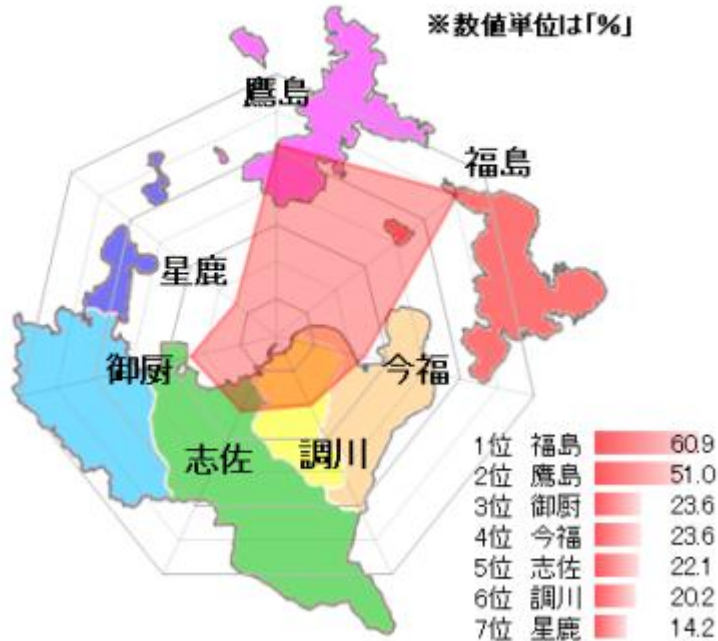




27. 老人クラブ参加率

27：老人クラブ参加率

←	→	鷹島	福島	今福	調川	志佐	御厨	星鹿
		51.0	60.9	23.6	20.2	22.1	23.6	14.2



1位：福島

2位：鷹島

3位：御厨

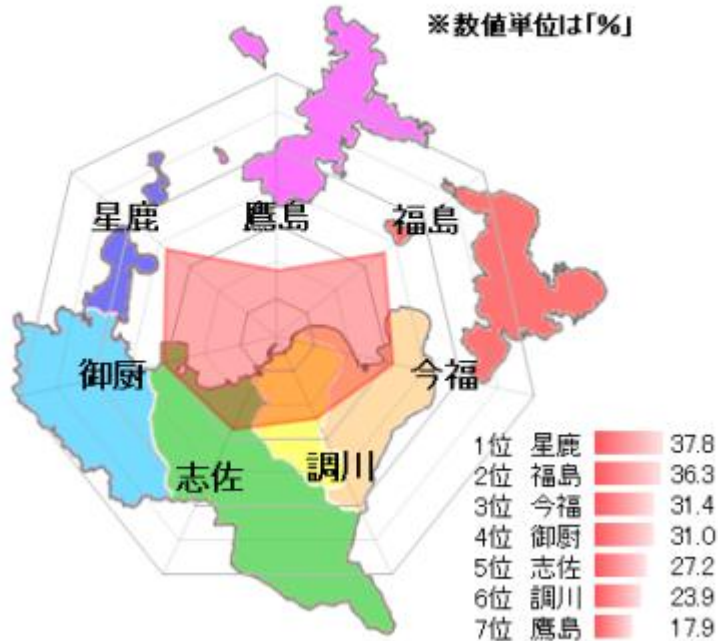




28. 宗教団体参加率

28 : 宗教団体参加率

←	→	鷹島	福島	今福	調川	志佐	御厨	星鹿
		17.9	36.3	31.4	23.9	27.2	31.0	37.8



1位：星鹿

2位：福島

3位：今福

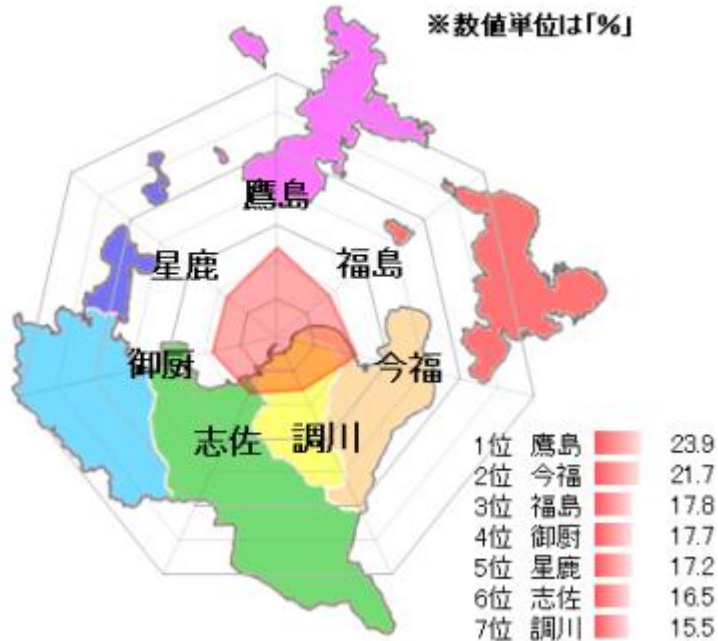




29. 政治団体参加率

29 : 政治団体参加率

←	→	鷹島	福島	今福	調川	志佐	御厨	星鹿
		23.9	17.8	21.7	15.5	16.5	17.7	17.2



1位：鷹島

2位：今福

3位：福島

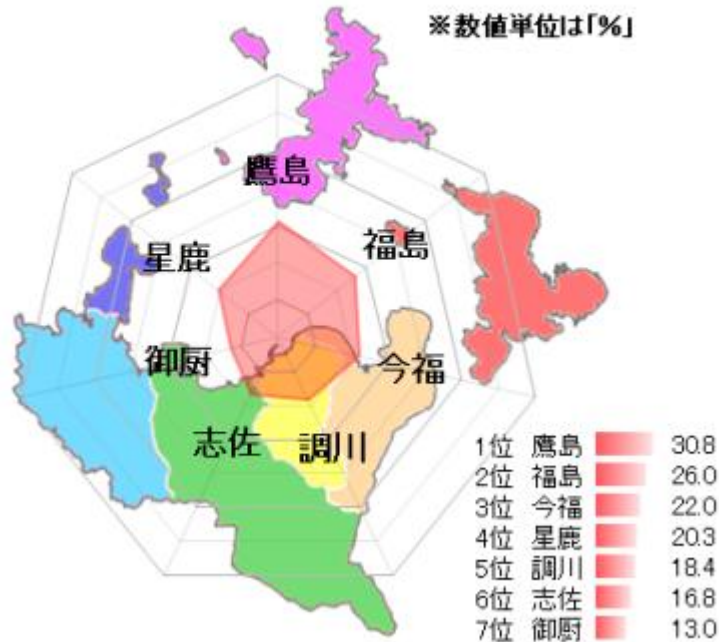




30. ボランティア参加率

30 : ボランティア参加率

←	→	鷹島	福島	今福	調川	志佐	御厨	星鹿
		30.8	26.0	22.0	18.4	16.8	13.0	20.3



1位：鷹島

2位：福島

3位：今福

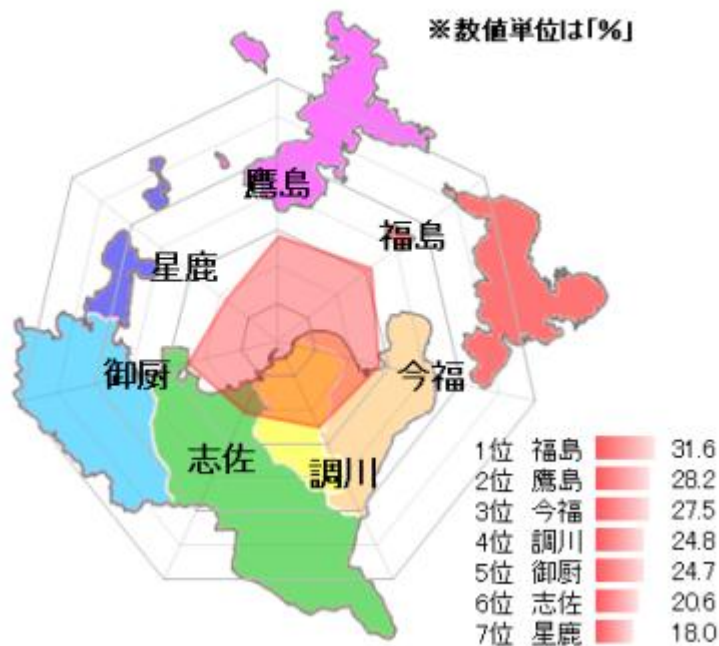




31. スポーツの参加率

31 : スポーツの参加率

←	→	鷹島	福島	今福	調川	志佐	御厨	星鹿
		28.2	31.6	27.5	24.8	20.6	24.7	18.0



1位：福島

2位：鷹島

3位：今福



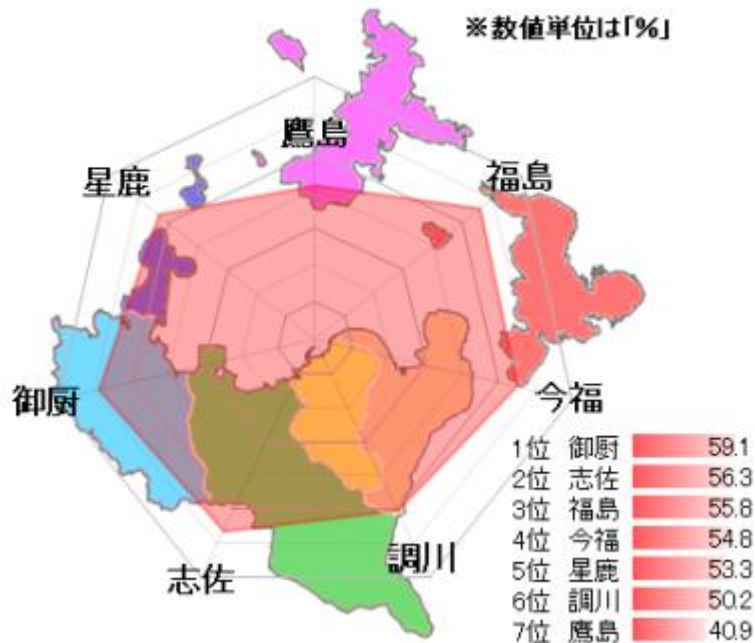


32. 町内会・自治会参加率

32 : 町内会・自治会参加率



鷹島	福島	今福	調川	志佐	御厨	星鹿
40.9	55.8	54.8	50.2	56.3	59.1	53.3



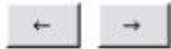
- 1位：御厨
- 2位：志佐
- 3位：福島



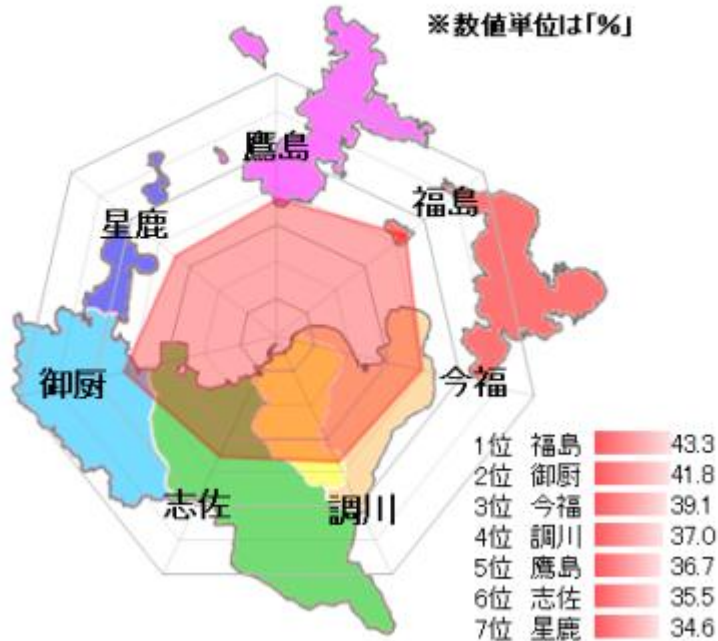


33. 趣味・グループ参加率

33 : 趣味・グループ参加率



鷹島	福島	今福	調川	志佐	御厨	星鹿
36.7	43.3	39.1	37.0	35.5	41.8	34.6



1位：福島

2位：御厨

3位：今福



松浦市地域ケア会議

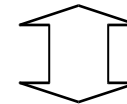
目的

- 地域における包括的な支援体制(地域ケアシステム)を推進するため、地域包括ネットワークを通じて、高齢者個人に対する支援の充実を図るとともに、それを支える社会基盤の整備を図る。

松浦市地域ケア会議の構成

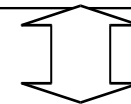
【 代表者会議 】

個別ケア会議等から浮上した地域課題について共有を図り、課題解決について協議する。高齢者を取り巻く関係者による支援が円滑に図られるよう関係機関の連携を強化する。



【 実務者会議 】

個別ケア会議にて解決困難な事例について有識者を交えるなどして協議する。虐待事例に関する進行管理を行う。地域課題の明確化、代表者会議における検討の必要性について協議する。



【 個別ケア会議 】

支援が必要な事例について、直接関わる者(今後関わる可能性のある者)が支援策を検討し、お互いの役割分担を明確にする。





松浦市地域ケア会議設置要綱

(設置)

第1条 高齢者が住みなれた地域で安心して、尊厳ある生活をおくるために必要な環境づくりを目指して、関係機関の連携及び相互理解のもとに適切な支援を図ると共に、地域包括ケアシステムを構築し、地域ケアの総合調整を行うため、松浦市地域ケア会議（以下「会議」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この告示における高齢者とは、65歳以上の者及び介護保険法（平成9年法律第123号）第9条第2号に規定する第2号被保険者のうち、同法第19条の規定による要介護及び要支援による要介護（要支援）認定を受けた第2号被保険者をいう。

(所掌事務)

第3条 会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 支援が必要な高齢者に関する情報の交換及び具体的な支援策の協議検討
- (2) 高齢者虐待の防止及び養護者（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第2項に規定する養護者をいう。）支援に関すること。
- (3) 地域包括ケアシステムの総合的整備に関すること。
- (4) その他高齢者支援のために必要と認められる事項

(構成)

第4条 会議は、代表者会議、実務者会議及び個別ケア会議で構成する。

2 代表者会議は、次条に規定する委員による会議で、支援が必要な高齢者への対策全般についての情報交換及び別表に定める松浦市地域ケア会議構成機関（以下「構成機関」という。）との円滑な連携その他地域における包括ケアシステムの構築等全般的な事項について協議を行う。

3 実務者会議は、構成機関等で活動する実務者から構成される会議で、支援が必要な高齢者等の実態把握や支援方法の検討を行う。

4 個別ケア会議は、個別の事例について、構成機関で直接関わりを有している担当者や今後関わりが見込まれる担当者等で構成される会議で、具体的な支援の内容等を検討する。

(組織)

第5条 会議の委員は、20人以内の委員で組織し、構成機関に属する者のうちから市長が委嘱又は任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

3 委員に欠員が生じたときは、補欠委員を委嘱又は任命するものとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。





(会長及び副会長)

第6条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 代表者会議、実務者会議及び個別ケア会議は、必要に応じて会長が招集する。

(意見聴取等)

第8条 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員及び会議に出席した者は、プライバシーの保護に留意するとともに、職務上知り得た個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(個人情報の保護)

第10条 個人情報の取り扱いについては、松浦市個人情報保護条例(平成18年松浦市条例第14号)の規定を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(庶務)

第11条 会議の庶務は、健康ほけん課において処理する。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(会議の招集)

2 この告示の施行日以後最初に開かれる会議は、第7条の規定に関わらず市長が招集する。

(松浦市高齢者虐待防止ネットワーク連絡協議会の廃止)

3 松浦市高齢者虐待防止ネットワーク連絡協議会設置要綱(平成23年松浦市告示第21号)は廃止する。





別表（第4条関係）

松浦市地域ケア会議 構成機関

松浦市民生委員・児童委員協議会
社会福祉法人松浦市社会福祉協議会
松浦市居宅介護支援事業者等連絡協議会
松浦市老人クラブ連合会
松医会
松浦警察署
松浦市消防本部
平戸人権擁護委員協議会
長崎地方法務局 平戸支局
松浦市福祉事務所
松浦市健康ほけん課
長崎県県北保健所
介護サービス事業者代表
県北地域リハビリテーション広域支援センター
長崎県弁護士会
その他市長が適当と認める機関及び団体

